

## ウエイブレンのために ——ゲームのルールと引用のモラル

守能信次

For The Sake of J.H. Weiblen  
—— Game Rules and Ethics to Quote

Shinji MORINO

### 1. ある曲折

J.H. ウエイブレン (Joyce Hope Weiblen) が『ゲーム・ルールとモラリティ』 ("Game Rules and Morality") という論文を書いたのは 1972 年のことであった<sup>1)</sup>。

わたしが彼の名をはじめて目にしたのは 1981 年の夏休みのことで、その前年に出版された『スポーツ規範の社会学』<sup>2)</sup> という本の中で、であった。この『スポーツ規範の社会学』においてウエイブレンは、あのヨハン・ホイジンガやロジェ・カイヨワ、あるいは著名な言語学者である J.R. サールといった錚々たる碩学たちと同列に並べられ、あたかもスポーツ・ルール論の世界的権威のように扱われており、そのためわたしも当時、彼のことをそのような人であると信じていた。しかし後になって上記ウエイブレン論文のコピーを実際に手にしたとき、それがノース・カロライナ大学に提出された Ed. D の論文であることを知って、何やら肩すかしを喰ったような気がしたのを今でもよく覚えている。

このウエイブレン論文を実際に手に入れるまで、わたしなりに多少の曲折を経験した。というのも、『スポーツ規範の社会学』に記される通りの著者名と書名を大学図書館の文献カードに見つけながら、書庫のどこを捜しても、当の現物に行き当たることがなかったからである。数日の間、空しく書庫内を歩き回ったあげく、その時はそのまま諦めてしまった。そして数年の間をおいて、たまたま何かの調べものをしていたついでにふと思いついてウエイブレンのカードを改めて引っ張り出し、今度は司書の職員にそのカードの意味を問うたところ、なるほど聞くはいっときの恥である、事態はまるでコロンブスの卵のような形であっさりと解決をみた。何のことではない、それはもともとが単行本でなく、アメリカのディサーテーション（学位論文）コピー集の中の一論文として、ゼロックス社のマイクロフィルムに収められていたのである。これが確か 1984 年の夏頃であったと記憶している。

いまにして思えば、この時にウエイブレン論文の中身に詳しく目を通すべきであったが、わたしはその頃、自著『スポーツとルールの社会学』<sup>3)</sup> (1984) の原稿校正に忙しく、とてもそうした余裕は持てなかつた。それゆえウエイブレン論文についてはその主査教授が Dr. Celeste Ulrich であり、『体育社会学』という邦訳書の著者として彼女の名前だけは知っている、といったことを確認ただけで、そのまま論文コピーをファイルケースにしまい込んでしまった。それゆえわたしの上記著書『スポーツとルールの社会学』にも一応、ウエイブレンの論文は参考文献として掲げられている（第二章注 29）。ただしこち

らの場合、『スポーツ規範の社会学』とは違って、それがマイクロフィルム版であることを明記している。

その後ウエイブレンに関しては何事もなくまた時が経過した。その間、わたしは、『スポーツ規範の社会学』の中でやはり頻繁に引用がなされているJ.R. サールの著書 "Speech Acts" の、とくにルールに関係した部分を、英・仏・日の三ヵ国語で読んでその主張の理解に努めた<sup>4)</sup>。この書の日本語版タイトルは『言語行為』となっているがそれはフランス語版タイトル "Les actes de langage" にむしろ近い訳語で、わたしの考えでは『発語行為』の方が適當なように思われる。ともあれその副題にもあるようにこれは「言語哲学」の書であり、それゆえ語彙上および内容上の難解な点が多くあって、わたしにとつて訳書が二種類もあるのは大変ありがたいことであった。同じく『スポーツ規範の社会学』に登場するJ.ロールズについては、彼がハーバード大学の哲学教授であり正義論の権威であることを後に知ったが、その主著である "A Theory of Justice" はわたしの拙い英語力と哲学知識ではとても歯がたたず、最近日本で出版された「ロウルズ論」によって彼の理論の概要のみを捉えることにした。

で、その次に来るのは当然、ウエイブレンであった。実際、わたしの頭の片隅には常にウエイブレンの名前が一定の位置を占め、彼の論文は早晚、本腰を入れて読まれるべきものとしてあった。1985年の夏、一念発起してわたしはそれを大学院博士課程の授業で取り上げることにし、まずはその準備に読書ノートを作成すべく、腰を据えて第Ⅰ章から読み出した。

そうしてすぐに気づいたのは、ウエイブレンはあれこれ文体をこねくりまわしたり難解なレトリックを駆使したりするタイプの学生でなく、その記述はおおむね、極めて簡潔な文章でもって進められている、という点であった。ただしその簡潔な文章の中に規範概念を示す専門術語が頻出するため、見た目ほど読みやすい論文とはなっていない。またそれを博士論文として見た場合、いくつもの問題点に気付かれた。とくにその最大のものとして、各章ごとにこまめに並べられた仮説と下位仮説の検証が、論理的な議論の中で十分に行われていないことが挙げられる。たとえば問題の仮説を採択するにせよ破棄するにせよ、その際の決め手となる明確な論理的根拠が示されず、あるときはスポーツルールに関する万人周知の事実がただ羅列されただけで「したがって仮説は採用された」と結論されたり、あるいは参考文献の引用マークひとつでその種の検証作業が済まされたりする。かと思えば、いわゆるトートロジー的な同語反復の中で、未証明のものを証明できたかのような勘違いに、ウエイブレン自身が陥っていたりもする。

## 2. そして奇妙な「再会」

そうした点は暫くおくことにして、このウエイブレン論文を読み進めていくうち、わたしはだんだん妙な気分になってきた。というのは、それはもちろんわたしが初めて目にする論文なのだが、しかしそこに書かれた文章を、どうも以前に、どこかで読んだような気がしてならなかったからである。

その「妙な気分」というのは理由のないことではなかった。何のことではない、ウエイブレンの名を知るきっかけとなった当の『スポーツ規範の社会学』において、わたしは彼の書く文章に似たものを読んでいたのである。よく見ると、ウエイブレンの主張は『スポーツ規範の社会学』の骨格部分に取り入れられているばかりか、彼の文章そのものが一見それとはわからない形で、すなわち『スポーツ規範の社会学』の地の文章に大量にばらまかれていた。実際、それがどの程度のものであるかは、そうした無断の借用部分を削除すれば『スポーツ規範の社会学』という本は、その書名に対応する中身と体裁をあらかた失くしてしまう、と言えば分かるであろうか。

思えば『スポーツ規範の社会学』はわたしにとり、最初から違和感に満ち満ちた書としてあった。というのも、いやしくも日本語を母語とする、それも大学人が、文法面においても論理展開面においても、あるいはレトリックの点からしても、なぜこれほど分かりづらくて真っ当でない日本語を敢えて書くの

か、というのが、そもそも同書を一読したときの、わたしの偽らざる印象であったからである。しかしそれも、分かってみれば理由は簡単なことであった。あの『スポーツ規範の社会学』の分かりにくさは思想とか論理とかの、そういった高尚なレベルの問題ではなく、その著者を構成する7名の人たちの、極めて貧弱な英文読解力に基づいているに過ぎない、ということである。ウエイブレンの書いた文章を極めて拙劣な日本語に翻訳、というよりは誤訳し、しかもうまく訳せず意味の分からぬ部分はあっさりカットするか適当に改竄し、ウエイブレンの名は隠したままこれを本文に適当にばらまく——要するにこれが『スポーツ規範の社会学』という本なのである。

こうした行為を指して、わが法治社会は盗用と呼ぶ。わたしは自著『スポーツとルールの社会学』の巻末の注で、スポーツ・ルール論の領域で見られる盗用らしきものについて、それとなく三つばかりの文献を掲げておいたが、しかしそれに輪をかけた行為を、まさかここまで堂々とやれる人たちがいるというのは、まこと信じられない思いである。扱われるテーマがまた別の、たとえば「ルールの破り方」といった内容のものであったならまだ救いはあったかも知れない。が、「いずれのルールもその根底には正義と公正の観念が伏在している」と繰り返し述べつつ、モラルを論じ正義と公正の観念を説き道徳律を解説し、果てはスポーツ精神についてのお説教までしているのが『スポーツ規範の社会学』なのである。その著者らはスポーツ・ルールの分析などに時間を費やす前に、他人の研究業績を取り扱う際に必要とされるモラルとルールについてこそ議論をすべきであった。

### 3. 本稿執筆の意図

本稿の大半の部分は、実はわたしが十年以上も前に書いて、そのままフロッピー・ディスクに仕舞い込んでいたものである。武士の情けといった思いや陳腐なものをこれ以上相手にしたくないといった矜持も手伝って敢えて公表はせず、いずれそのうち誰か他の研究者が、『スポーツ規範の社会学』の内容にかかわる陳腐さだけでなく、盗用の事実そのものを明らかにしてくれるであろうとの淡い期待を抱いたまま、今日にまで至ってしまった。しかしこのたび、そうした期待がいかに的外れのものであったかを教えてくれる事態に遭遇することとなり、そのことはとりもなおさず、この分野における知的水準の程度を示唆するものとわたしには思えてならないが、ここで敢えて本稿を公にするわたしの意図について、若干述べておきたいと思う。

#### 1) 「読む」という営為

自著『スポーツとルールの社会学』は過去に何度か、専門書や論文の中で批判をされたり引用されたりしてきた。これはまことに有り難いこととして感謝の念にたえないが、同時に自著はそうした際、上に述べたような、また以下に記すような性格の書である『スポーツ規範の社会学』と単純にセットにして並べられることが多く、これにはわたしとしては困惑する他ない、というのも事実であった。わたしはそうされる度に、こうして自著と『スポーツ規範の社会学』を並べて紹介される人たちは、本当にこの二著をお読みになったのか、またお読みになったのであれば、その人たちにとって「読む」とはどういう営為であるのか、と自問するばかりであった。

たとえば1986年刊のある本には「スポーツを社会科学する」というテーマの座談会記録が収録されている。その中で、「ところで、スポーツのルールと一口に言ってまいりましたが、実はその中にいろいろな種類があるのであります。これには、専門家によっていろいろな分け方がなされているようですが、およそ三つのものが区別されると思われます」とあり、続けて括弧の中に文献紹介の注があつて、それを辿ると自著と『スポーツ規範の社会学』が一緒に並べられている<sup>5)</sup>。わたしは人に教えられてこの記述をはじめて目にしたが、その時、おそらくこの発言の主（法学部教授）は『スポーツ規範の

社会学』などまともに読んではいまい、と思ったものであった。同様の例はそれから10年後の、1997年4月に出されたごく最近の本の中でも見られるが<sup>6)</sup>、こちらの趣旨も上の本と同様、文献紹介の域を越えてはおらず、それに対して特に新たな感慨を持つこともなかった。ただ、そのようにして紹介されるうち、『スポーツ規範の社会学』の抱える問題性に誰かが気づいてくれるであろうとの期待は依然として持ち続けていた。

ところが同じ1997年の暮れ、ある学術雑誌に載った論文<sup>7)</sup>を見るに及んで、そうしたわたしの期待がいかに甘いものであったかを改めて思い知らされるに至った。その中で論者は、スポーツ・ルール論の中身そのもの（ルール構造論）を対象とした、自著と『スポーツ規範の社会学』との比較対照論を展開しているのである。この比較対照論の論者における「読む」という営為の意味を問うのはここでの本題ではないので敢えて避けるが、しかしそれにしても、本稿に実例を挙げて示す『スポーツ規範の社会学』の（盗用以前の問題としての）文章上および論理上の欠陥はわたしとしては一目瞭然のことであるゆえ、こうした欠陥認識を抜きにしたまま両著の内容比較をするというのは、その存在自体がわたしには信じられないことだ、という点だけは記しておきたい。当の論者は比較に当たって『スポーツ規範の社会学』の、何を、どう読まれたのであろうか……。

仮に『スポーツ規範の社会学』が正確な訳の中でウエイブレンを盗用したのなら、まだ何がしかの価値は問えたかも知れない。つまりこの書は、盗用と誤訳という二重の意味において、きわめて深刻な問題を抱えている。まずそのことをきちんとした形で明らかにしようというのが、本稿の意図である。

## 2) 『スポーツ規範の社会学』批判と検閲

上述したように、わたしは1981年の夏、講義の準備のためにと『スポーツ規範の社会学』を読んだ。そして、ふつうの日本語能力を備えた人がこの本を読めば誰でもそうだと思われるが、ほとんど一頁ごとにと言うか一行ごとにと言うか、つっかかりを感じた。その余り、大学図書館から借り出した本であることも忘れて書き込みを入れてしまい、後になって一冊新たに購入して図書館に返したのを、昨日のことのようによく覚えている。

そして1984年刊の自著の中で全面的な批判を展開したが、それは『スポーツ規範の社会学』がする観念的かつ思弁的なルール論からは社会にとって生産的な何物も生まれないと確信したからであり、とくに「みんなのスポーツ」時代と言われる今日、法社会学が「生ける法」についてその特性を明らかにし、法のあり方を国民の側に引き寄せようとしているのと同じく、スポーツルール論の領域においても、単なる内容上の解釈（それはルールブックやルール解説書に書かれていることで、わざわざ体育社会学の専門家が云々すべきことでもない）とかその変遷とか、またそれを種にした益もない道徳論のお説教に終始するのではなく、スポーツを「する」者の側に立ってルールの存在理由を明らかにし、必要とあれば自ら新たにルールを設定し得るということ、またその修正・破棄に関する手続きを自ら進め得ること、についての理論的根拠を彼らに指し示すことこそ、必要とされるところであろう。

わたしはそうしたことでも社会体育の世界における一つのシビルミニマム保障と考え、まだ自著の草稿を書いていた1982年、日本体育学会大会で組織委員会から『社会体育とシビルミニマムの接点』という題でキーノートレクチャー講師を依頼された折り、『スポーツ規範の社会学』批判を含めてこうした持論を述べた。しかしわたしの意とするところは全く理解されず、逆に『スポーツ規範の社会学』の編著者自らが会長をつとめる同学会の体育社会学専門分科会から、恐れ多くも当の会長直々の署名入り文書でもって、批判でなく根拠のない「非難」ばかりをする「学問的良心」を欠いた不埒者との非難をいただくことになった。まことにありがたい話ではある。

わたしを名指ししたその会長文書というのは正式名を『意見書』といい、学会会長および大会実行委員長宛て、1982年12月に提出されたものである。その存在は一般にはほとんど知られていないが（何

しろ「非難」された当のわたしでさえ、ずっと後にたまたま人から聞いて、初めてその存在を知ったほどである)，ともあれそれは最終的に、わたしのキーノートレクチャー原稿を大会プロシーディングから削除させるのに力を発揮したようである。そこに至るまでどのような経緯があったのか、学会常務理事会報告として『体育学研究』巻末に記された簡単な記録<sup>8)</sup>以外、当事者の一人であるわたしは何一つ知らないし、また知らされてもいない。そしてある日突然、組織委員会委員長から「大会プロシーディングに掲載せず」という一片の決定通告（1983・7・15）が郵送されて来、それによって初めて、当該の専門分科会と組織委員会で話し合いがあり、それを学会常務理事会も了承したらしいことを知ったのである。恐らく当該分科会のリーダーたちは、被告が不在なままの弾劾裁判が下したその決定に、快哉を叫んだことであろう。正義は守られたと、どこかで祝杯さえ上げたかも知れない。

わたしの発言はそのようにしてプロシーディングから跡形もなく消されてしまったが、しかし消されたという事実は厳然として残る。彼らは深く考えたことがないのかも知れないが、学会での個人の発言をプロシーディングから抹殺するというこの野蛮な行いは、当の専門分科会自ら、学会大会のシンポジウムなどにおいて好んで討論テーマに取り上げてきた体育教師の暴力問題などと、本質的に性格と根を同じにする問題である。その蛮行はまさに検閲（「魔女裁判」という、自著の「あとがき」でわたしが用いた表現もなかなかミシュレ的で捨て難い）と呼ばれるにふさわしく、彼らが糾弾する教師暴力と同じレベルの、権力的で粗暴で愚劣な物理力行使に他ならない。それ自体、立派にシンポジウムの題材として通用しよう。

ちなみに、この体育社会学専門分科会のリーダーたちは全国各地の世話人に対し、わたしのキーノートレクチャー発言に対して取るべき処置についてアンケートを取ったそうである。それに対して誰がどう答えたのか、わたしが知る由もないし知りたいとも思わないが、ただ、さすがはアンケート調査得意とする分科会の先生方ではあるなど、その話を聞きながら妙に感心したものであった。この伝でいくとパソコンなどを用いて集計結果の有意差検定もなさったのであろうか……？

ともあれ、その当時、わたしはまだ、『スポーツ規範の社会学』が盗用から成ることなど、夢にも知らなかった。それに気づいたのはキーノートレクチャーから3年を経た、1985年のことであった。わたしの「学問的良心」を非難し検閲を敢行した当のご本人は、著作権法に抵触する盗用の主であった。盗用発見後しばらくして、わたしは日本体育学会が編集する雑誌に、学会理事会宛ての名誉回復の公開質問文を投稿したがあっさりと掲載を拒否されてしまった。従ってわたしは今日まで依然として、「学問的良心」を欠いた人間として日本体育学会の中ではあり続けている。

こうして本稿執筆の意図をまとめるならば、『スポーツ規範の社会学』がいかに空しい内容の書であるかを確認とともに、学問的良心とは何かについて、『スポーツ規範の社会学』の実例に即して考えること、となるであろう。

#### 4. 『スポーツ規範の社会学』における盗用と改竄の例

ここで『スポーツ規範の社会学』の第Ⅰ章と第Ⅲ章にあるものから一つづつ、盗用と改竄の実例を示そう——なお、本稿で『スポーツ規範の社会学』文にアンダーラインを付した箇所は、誤訳のため、意味が通じないかウエイブレンの主張とは逆の意味になっているかの部分である。対応するウエイブレン原文の試訳と見比べて欲しい。アンダーラインのない箇所も問題がないわけではなく、厳密に言えばすべての文章にアンダーラインを付すべきかも知れない。『スポーツ規範の社会学』に備わる二重の問題性とわたしが言う所以である。

## ウエイブレン論文試訳 (p.35)

サールによれば、幾つかのルールはある特定のゲームだけに固有のものでなく、競争的ゲーム一般にとって重要なものである。複数の競争的ゲームが備えるルールの一例としてサールは、ゲームに勝つよう努めると、選手もしくはチームがする約束を挙げている。競争的ゲーム一般に共通するルールは他にもある。競争的ゲームに勝つという約束以外に、「フェアープレーをする」という約束がそれである。ホイジンガは（以下略）……。

## 『スポーツ規範の社会学』(p.53)

さらにJ.R.サールは「競争的ゲームにおけるルールは勝とうとするプレーヤーやチームによる約束事である。一般には競争的ゲームに共通したもう一つの約束事がある。それはフェアープレーするためのものである」と述べている。

上の『スポーツ規範の社会学』文を、左のウエイブレンの文章と対比させるとき、面白い事実が浮かび上がってくる。この面白さは実にドタバタまんがに通じる面白さでもある。

たとえばそこで『スポーツ規範の社会学』は、あたかもサールの "Speech Acts" から直接引用したように「」を付けて書いているが、もちろんサールの著書にそのような文章はない。しかし行きがかり上、それをサールからの「引用」に見せかける必要があり、わざわざ脚注（53 ページ注 37）を設け、"Speech Acts" を挙げて一応の体裁は整えている。が、もちろん無い物ねだりのページ数まではつけられず、したがってそれについては無言のままである（これはまあ正直でよろしい）。『スポーツ規範の社会学』の著者らはサールの "Speech Acts" など、一度も読んだことはないのだ！

上の左の、改竄の元となったウエイブレン文の最初の文章は重要な意味を持つにも拘らず、なぜか『スポーツ規範の社会学』訳ではカットされている。おそらく全体の意味が掴めず、うまく訳せなかつたのであろう。

すなわち、これはサールが "Speech Acts" の第三章で述べていることをウエイブレンが自分の言葉でまとめたものであるが、サール自身はこれに関連して同書第二章の注 11 で、次のように書いている——「両軍とも勝利に関心をもっているということは、競争的なゲームの規則に属する問題であると私は考えている。この点に関しては、意図的に試合を放棄するチームないしプレイヤーに対してわれわれがとる態度が、故意に反則をするチームないしプレイヤーに対してとる態度と同一であるということに注目されたい。いずれの場合も規則が犯されているのである。ただし、その時の規則の種類はまったく異なるものであることは言うまでもない。」（坂本・土屋訳、邦訳書 94 頁）

『スポーツ規範の社会学』の著者らは考えたこともあるまい。サールは彼らの訳文にあるような、陳腐なことを論じているのではない。約束という発語内行為がいかにして規則となり得るか、という命題を分析しているのであり、その過程の中で、競技において選手がする勝つという「約束」を、一つの例として取り上げているのである。

以下にもう一つ、「ルールの機能」と題された『スポーツ規範の社会学』第Ⅲ章にある例を見ることにしよう。

下に示す例文の右側にあるのは『スポーツ規範の社会学』からの抜粋である。ここにもまたサールが登場てくるが、実はこれはサールがルールについて語っているものの核心部の一つ、つまり彼が提唱する統制的ルール（坂本・土屋訳による、ただし『スポーツ規範の社会学』では「規制的ルール」）と構成的ルールについての基本概念を、ウエイブレンが自分なりに解釈し自分なりの言葉で説明した重要な箇所である。しかし読み解力不足でいかにみじめな訳文となっているかは、左側の試訳と比べれば分かるであろう。『スポーツ規範の社会学』訳と違って、ウエイブレンの原文はずっと簡潔である。もちろ

んただ簡潔なだけではない。『スポーツ規範の社会学』訳に根本的に欠けるもの、つまりそこには、書かれるだけの価値を備えた内容というものがあるのだ。(文中の番号、下線、傍点は引用者)

#### ウエイブレン論文試訳 (p.44)

①サールはルールを、統制的なそれと構成的なそれとに区別している。②サールによれば統制的ルールとは、既存のルールに先行して成立している、あるいはそれとは独立して成立している行動を統制する。③ジェントルマンはディナーの席でネクタイを着用しなければならない、というのは統制的ルールであり、なぜならディナーの席でネクタイを着けるという行為はそのルールに先行して、あるいはそのルールとは独立して成立し得るからである。

④またサールは、構成的ルールが行動の統制に加えて「……新たな行為の形態を創出もしくは定義する」とも言う。⑤サールが言う新たな行為形態とは、ルールによってのみ特定されるか、または説明される行動を意味している。⑥彼らはバレー・ボールをした、と特定することは、ルールというものがないところでは不可能である。⑦12人の人たちが、バレー・ボールのゲームで経験されるのと同じ、あらゆる身体的動作を経験するということはあるかも知れない。しかしルールが存在しなければ、バレー・ボールのゲームがあったと言うことはできない。

⑧構成的な行為はそれゆえ、その存在を構成的ルールに依存している。⑨そのルールが行為を創出し、かつ統制する。バレー・ボールでサーブをするチームがあるルールを犯すと「サイドアウト」が宣告され、サーブ権は相手チームに移る。サールが言うとおり、そのようなルールがサイドアウトを定義するのだと思われる。換言すれば、サイドアウトとは何かをルールが決めるからサイドアウトがあるのだ。こうしてバレー・ボールでのサイドアウトは規定されたやり方の中で実現され、ルールとなるのである。

サールはディナーでのネクタイ着用を「ルール以前の問題」などとは言っていない。当たり前であろう。ネクタイ着用も（統制的）ルールなのであるから。つまりディナーのあるなしにかかわらず、ネクタイをつけるというルールはそれ自体、独立して存在するということを言っているのだ。また構成的ルールが「新しい行動様式を…限定する」などという意味不明の議論もしていない。それにいったいサー

#### 『スポーツ規範の社会学』(p.252)

①J.R. サールは、ルールを構成的ルールと規制的ルールに分類し、それぞれを概念的に区別してその相違を次のように明らかにしている。  
 ②彼によると、「規制的なルールとは、ルールに先立ち、ルールとは無関係に独立して存在する行動をコントロールするもの」であり、③その一例としてジェントルマンがディナーにネクタイをしめていく行動をあげている。それは、「ネクタイをしめてディナーにでかけるという行動がルール以前の問題で、ルールとは無関係に独立して存在しているがゆえに規制的なルール」なのである。

④一方、「構成的ルールとは、新しい行動様式をつくりだし、それを限定するもの」なのである。⑤J.R. サールはこの新しい行動様式を「ルールによってのみ詳細に記述される行動」と説明している。⑥このことについて彼はバレー・ボールをとりあげて次のように具体的に述べている。すなわち、「バレー・ボールにおいて詳細に述べられる活動は、ルールがなければ明らかにされない。⑦12人の選手は、バレー・ボール・ゲームにおいて身体活動を行うがルールがなければバレー・ボール・ゲームは存在しないのである。…（中略）…⑧構成的な活動の存在は、構成的なルールに依存している。⑨そのルールは活動を規制していると共に、活動を構成している。」のである。

ルほどの碩学が、「12人の選手は、バレー ボールにおいて身体活動を行うがルールがなければバレー ボールは存在しない」などという、ほとんど意味のないことを、言語哲学を扱う自著において述べるであろうか。

上の改竄された『スポーツ規範の社会学』文は二つのパラグラフから成るが、左側のウエイブレン原文は見ての通り三つのパラグラフから成っている。それゆえにかどうか、『スポーツ規範の社会学』では第二と第三パラグラフの間に原文にあるはずのない「…（中略）…」というマークが、さももつともらしく挿入されている。

思うに『スポーツ規範の社会学』の著者らは define（定義する）、specification（特定すること）、go through（経験する）といった簡単な単語の意味すら掴んでいない。それぞれ「限定する」「詳細に述べること」「行う」などと訳しているが、それでは通じる意味も通じなくなってしまう。ただ、それにしても、である……。

上の⑥のウエイブレン原文は "The specification, they played volleyball, could not be made without rules" であるが、これに対する『スポーツ規範の社会学』訳というのが、「バレー ボールにおいて詳細に述べられる活動は、ルールがなければ明らかにされない」である！

単語の意味もさることながら、この中学生レベルの英文において、they played volleyball が specification と同格であるという構文上の位置関係さえ、彼らにはまるで分かっていない。そして⑦の "Twelve people could go through all the physical movements done in a volleyball game, but without rules there would be no game of volleyball" というウエイブレンの文章に至っては、「12人の選手は、バレー ボール・ゲームにおいて身体活動を行うが、ルールがなければバレー ボール・ゲームは存在しないのである」という魔訶不思議な日本文に移し変えられてしまう！ こちらについては詮索以前の問題で、要するに文意が分からぬまま、苦し紛れに訳文を創作しただけの話である。そのような誤訳を敢行し、しかもそれをウエイブレンでなく、サールの著作からの引用だとして発表するのは、これはウエイブレンとサールの両者に対する、二重三重の意味での侮辱ではないか。

上の『スポーツ規範の社会学』訳についてはもう一つ面白い点があり、これがいみじくも、『スポーツ規範の社会学』の著者らがサールの『言語行為』に直接当たっていないことを如実に示す証拠となっている。

というのは、サールはオックスフォード大学で学位を取ったがやはりアメリカ生まれのアメリカ人であり、彼の "Speech Acts" に最もよくでてくるルール例はアメリカン・フットボールのそれである。一方、バレー ボールというスポーツはどうもウエイブレンが好みとする種目らしく、彼の論文ではしばしばその例が引かれている。すなわち、『スポーツ規範の社会学』が上で述べるのとは全く逆に、サールはその著書において一度たりともバレー ボールには言及しておらず、ましてや『スポーツ規範の社会学』が言うように、「バレー ボールをとりあげて…具体的に述べ」ことなど、サールは断じてやっていない。たとえば上のウエイブレン文における「12人の選手」云々は、サールにおいては、22人のフットボールの男たち、である（サール邦訳書、62頁）。またネクタイ云々に関しても、「ジェントルマン」を例にとるのはウエイブレンの方であって、当のサールはネクタイをしめるべき人の例として「士官」（Officers、同63頁）を挙げている。馬脚を現すとは、こういうことを言うのであろう。

上でも少し触れたが、要するにウエイブレンはサールを読んだ上、たとえばフットボールをバレー ボールに、また士官をジェントルマンにという具合に、「彼なりの言葉」に置き換えてその解説をしているのである。およそ盗用などとは縁遠い彼のこの姿勢の中に、『スポーツ規範の社会学』の著者らは多くのものを学ぶべきであろう。

## 5. 『スポーツ規範の社会学』批判のむづかしさ

実は『スポーツ規範の社会学』というのは、極めて批判のしにくい本である。

たとえば、「ゲーム・ルールが法律的なものであるとすればゲームの精神は性格において道徳的なものである」と『スポーツ規範の社会学』は書く。それは確かにそう言わればそうかなといった程度の、面白くも何ともない意見であるが、しかしその何ということもない意見を『スポーツ規範の社会学』のように、「権威者」ウエイブレンの名を出しながら何かとてつもなく重大な真理のようにして大上段に振りかざされると、読む方としてはなんとなく氣後れを感じてしまい、思わず「お説ごもっとも」と言ってしまいたくなる。あるいは、ウエイブレン自身はサールの意見を紹介して、競争の性格を持つゲーム一般に備わる規則の例として、選手またはチームがする必勝の「約束」があると言っているのに、それを『スポーツ規範の社会学』の方で勝手に誤訳をして「競争的ゲームにおけるルールは勝とうとするプレーヤーやチームによる約束事である」と書いたとしても、それ自体、実にどうでもいいようなことを言っており、読者としては敢えて反論する気にもなれず、やはり容易に看過されてしまうであろう。加えて、「バレーボールにおいて詳細に述べられる活動は、ルールがなければ明らかにされない」という誤訳文にしても、また「12人の選手は、バレーボール・ゲームにおいて身体活動を行うが、ルールがなければバレーボール・ゲームは存在しないのである」という陳腐な改竄文にしても、そのいずれもが結果的に実につまらないことばかりを述べている（といって、それらに意味論的、統辯論的な問題がないというのではない。それらは本質的にトートロジーから成っており、形式論理の面からしても矛盾に満ちた文である）。そしてそのようにして、およそ中身のないことばかりを話題とするだけに却って、「なんかおかしいけど、そう言われてみればそうかな」とか、「まあ、いいか」とかいった感じに、結局はそれを読む者を陥れてしまう。『スポーツ規範の社会学』とはそういう、一種独特の「ムード」を持った本である。あるいは「泣く子と地頭には勝てぬ」という諺の、とくに「泣く子」を前にしたときの困惑にも似た感じを抱かせる本である、とでも言えようか。

過去において、わたしの著書以外に『スポーツ規範の社会学』を正面から批判した文献が書かれなかつたのは、仮にそうした批判をタブーと考える悪しき習慣によるものでないとすれば、おそらくは『スポーツ規範の社会学』自身のそうした基本的性格にこそ起因するものであろう。わたしが学問上の師と仰ぐフランスの政治学者J.メイノーもかつて著書の中で、文明と平和に対するオリンピック運動の貢献を激賞した一連の文献例としてIOC雑誌にある論説文を掲げながら、その内容のあどけなさは分析を加えようとするこちらの気力をすべて打ち砕いてしまう、と評したことがあった。思えば『スポーツ規範の社会学』もそういう本である。要するにその内容の余りの「あどけなさ」のゆえ、真面目にものを考える者には却って批判のしにくい本なのである。

それゆえ、わたしにとり、『スポーツ規範の社会学』批判はずいぶんと骨の折れる仕事であった。繰り返して言うが、ウエイブレンから盗用した骨組みそのものの批判は簡単であったが、個々の主張の中身となると誤訳のため、何が言いたいのか、まるで意味不明の部分が多く、そうしたものを扱う上で骨が折れた、ということである。ただ、上に見たような『スポーツ規範の社会学』成立の事情からすれば、わたしがそうして批判を加えた究極の相手は同書でなく、それに文章を写し取られたウエイブレンの論文であったということになる。といってウエイブレンの意見が『スポーツ規範の社会学』に正しく反映されているかと言えばそれに程遠く、これではウエイブレンはまさに踏んだり蹴ったりだと言わなければならない。

実際、そのことを考えると、わたしは徒労の感を強くするとともにウエイブレンに対するある種の同情を禁じ得ない。ウエイブレンの論文の中身を知り、それと『スポーツ規範の社会学』との関係をあらかじめ知っていたならば、わたしは前記キーノートレクチャーや自著の中でその事実だけを告げ、そ

そもそも『スポーツ規範の社会学』などはじめから相手にせず、直接ウエイブレンについて論じていたであろう。わたしは、わたし以外の研究者とて、これと同じ意見であろうと信ずる。

そのようなわけで、わたしとしては、ウエイブレンの主張を、『スポーツ規範の社会学』にある文章との対比の中で改めて確認し直し、その上できちんとした評価をする必要があるようと思われる。誰のためにでもない、「ウエイブレンのために」である。

ただ、ウエイブレンと『スポーツ規範の社会学』との対照一覧表をつくって話を進めるほどわたしもヒマではないので、その仕事はわたしなどより余程事情に詳しい『スポーツ規範の社会学』の七名の著者らにお願いすることとし、ここでは『スポーツ規範の社会学』のルール論の根幹を形づくる部分についてのみ注目することにしたい。それは取りも直さず、『スポーツ規範の社会学』のいうルール構造の中で中核要素として据えられているもの、すなわち「明示的スポーツ・ルール」と「默示的スポーツ・ルール」ということになる。わたしは自著の中でそうしたもの意味をことごとく否定したが、図らずも、それらはすべてウエイブレン論文からの盗用と改竄で成り立っている。

はたしてわたしの『スポーツ規範の社会学』批判はウエイブレン批判にそのままつながるのであろうか？ それとも『スポーツ規範の社会学』の問題は誤訳・改竄という個人的事情に基づく『スポーツ規範の社会学』だけの問題に留まり、ウエイブレン自身はもう少し別の、少なくとも何か意味のあることを言っているのではないか……？

## 6. モラル・ルールと「默示的スポーツ・ルール」

『スポーツ規範の社会学』はルール構造を形づくる要素の一つに「默示的スポーツ・ルール」なるものを掲げる。その明確な定義は『スポーツ規範の社会学』のどこにも見いだせないが、俗に言われるマナーやエチケットのスポーツ版であると考えておけばよい。

『スポーツ規範の社会学』によればこの「默示的スポーツ・ルール」は8つの「特性」を持つという。それらは次頁に示すとおり、付された「特性」タイトルそのものが奇異感に満ちていて、盗用と誤訳という事情をまだ知らなかったわたしはそれらについて、そうした「特性の一つひとつにまことしやかな解説文が付されるのを見ると、要するにルール論では観念的に何をいっても許されるのか、といった義憤に襲われるのを禁じ得ない」と自著の中で書いた(P.98)。

話は少々ややこしくなるが、『スポーツ規範の社会学』が「默示的スポーツ・ルール」と称して挙げているこの8つの特性というのは、ウエイブレンが「モラル・ルール」の特性として指摘しているものをそのまま盗用したものである。この「モラル・ルール」は道徳（律）一般と呼んでもよいが、いずれにせよそれを勝手に「默示的スポーツ・ルール」と書き換える、「スポーツ・ルール」の一つとして扱うのはまさに無謀の一語に尽きる。さらにもう一つややこしいのは、ウエイブレンは論文の第Ⅲ章においてこの「モラル・ルール」の特性解説を行っているが、第Ⅵ章においても同じ特性解説を、今度は「ゲーム・ルール」（こちらも『スポーツ規範の社会学』は「明示的スポーツ・ルール」と言い換えて盗用している）との対比の中で行っており、そのうち『スポーツ規範の社会学』はあるときは前者を盗用しあるときは後者を盗用している、という点である。こうして、「默示的スポーツ・ルール」に対してわたしが（盗用の事実を知らない段階で）自著やキーノートレクチャーで行った『スポーツ規範の社会学』批判は専ら、「モラル・ルール」を「默示的スポーツ・ルール」と勝手にレッテルを貼り変えたことに起因する矛盾と、あちらこちらから切り取ったウエイブレンの特性解説文の誤訳と改竄にその端を発している。

『スポーツ規範の社会学』が掲げる「默示的スポーツ・ルール」の特性は、誤訳とまでは言えないにせよ稚拙な訳であることに変わりはない。上で奇異感を与えるものばかりと書いたが、それらは全体として何の変哲もない、当然すぎることから成っているという意味である。たとえばスポーツ・ルール

がその特性として④のように「法律として立法化されない」のは当り前の話であって、いかに世界広しいえども、『スポーツ規範の社会学』で扱われる具体的な競技スポーツ・ルールを、「法律として立法化」する議会などあるわけがない！ これは legislate という動詞の訳し方以前の問題である。また⑥の「ルールの侵害」というタイトルに至っては、それだけでは何がどうなのかの、特性の意味そのものがよく分からぬ。

・『スポーツ規範の社会学』にある「默示的スポーツルール」の特性

- ①默示的スポーツ・ルールの性格の曖昧さ
- ②倫理的・道徳的術語が用いられる
- ③性格において社会的である
- ④法律として立法化されない
- ⑤それは義務を課す
- ⑥ルールの侵害
- ⑦ルールの侵害には正当な理由が必要である
- ⑧物理的制裁が伴わない

これに対し、ウエイブレンが掲げるモラル・ルールの特性は、次のように訳されるべきものである（カッコ内は第VI章にある表現、その他は第III章のもの）。

・ウエイブレンによるモラル・ルールの特性

- ①モラル・ルールは正確に定義されない（モラル・ルールは曖昧・漠然を特徴とする）
- ②モラル・ルールは倫理的な語から成る
- ③モラル・ルールは本性において社会的である
- ④モラル・ルールは公式に認知されない
- ⑤モラル・ルールは義務を課す
- ⑥モラル・ルールは犯され得る
- ⑦モラル・ルールを犯すには理由づけが必要となる
- ⑧モラル・ルールは物理的制裁を備えない（モラル・ルールは物理的制裁の欠如を特徴とする）

このウエイブレンのモラル・ルール特性について、⑦と⑧を除けばわたし自身が自著において行った道徳律（すなわちわたしの言う『条理的行為規範』）の解説となんら矛盾するものでなく、大筋において同意できる。⑦については後述するとおり、ウエイブレンの主張には若干の留保が必要とされ、また⑧については、モラル・ルールといえどもその違反者には村八分といった制裁が最終的には加えられるということを指摘しておきたい。ともあれモラル・ルールの特性としてウエイブレンは概ね、納得のいくことを述べており、したがってこれを『スポーツ規範の社会学』が「默示的スポーツ・ルール」の特性として勝手に盗用し誤訳をしたところに、全ての問題がある。以下、わたしが自著の中で特に問題とした部分について見ていくことにしよう。

『スポーツ規範の社会学』がする「默示的スポーツ・ルール」の特性解説文はいずれも人を驚かすに足るものばかりだが、まず②の「倫理的・道徳的術語が用いられる」に付された解説文を示そう。

このような默示的スポーツ・ルールにおいては、…するのが当然である、…をするはずがない、正しい、悪い等、主として倫理的・道徳的な専門語が用いられる。それは行為に対する助言と指導を行うものだからである。これに対して明示的スポーツ・ルールにおいては、…すべし、

… すべからず、といったような行為を支配し管理するために必要な術語が用いられるが、黙示的スポーツ・ルールと同じように助言を与えたる、行為を管理する術語もその中に含まれている。

(『スポーツ規範の社会学』 p.61)

日本語の分かる人なら誰でもこれを読んで、「黙示的スポーツルール」における「…をするのが当然である、…をするはずがない」という表現と、「明示的スポーツルール」における「…すべし、…すべからず」という表現とがそれぞれ、本質的にどのような意味の違いを持つのか、また前者が「倫理的・道徳的な専門語」であるとすれば後者はなぜそうでないのか、といったごく素朴な疑問を即座にもつことであろう。こうした意味不明のことではなく、実はウエイブレンはこう書いているのだ。

モラル・ルールは、する義務がある – しない義務がある (ought-ought not), 正しい – 悪い, すべきである – すべきでない (should-should not), といった倫理的な語から成る。換言すれば、モラル・ルールは忠告を与え、行為を導くということである。一方、ゲーム・ルールは、である – でない (shall-shall not), できる – できない (may-may not) といった、行為を説明する語 (action-guiding words) から成る。モラル・ルールが上のようないくつかの構造を持つことは、行為を導くというその目的に比べればさほど重要でない。プレイヤーの行動を統制するゲーム・ルールもよく分類すれば、モラル・ルールと同様、忠告を与え行為を導く語から成るように思われるからである。(ウエイブレン論文, p.20)

このウエイブレンの意見にはなるほど、それなりの意味がある。『スポーツ規範の社会学』の誤訳は、shall が法律文などで「である」の意味で用いられることの無知から来ているが（しかしくら何でも、それを「…すべし」と訳す人はそう多くないであろう）、それにしても、こうした意味不明の誤訳文を誤訳文とも思わず自己の意見として発表する神経には恐れ入る。

次に、④の「性格において社会的である」という特性についての『スポーツ規範の社会学』解説は次の通りである（傍点は引用者）。

黙示的スポーツ・ルールは、スポーツに参与する人びとの相互行為を支配している社会的な指針なのである。それはスポーツの中に生まれ、その機能や制裁はすべてスポーツに関係ある集団によって作り上げられている。それは打算的な習わしと区別される黙示的スポーツ・ルールの社会的な性格である。打算的な習わしには利己主義が伴っている。それは一個人の他人に対する関係を支配しているルールである。それは個人が、他人に対する行動を指導するために、自己自身のうちに打算的な習わしを形成したものである。黙示的スポーツ・ルールはスポーツの存続のため、スポーツに参与する人びとが作り上げたものであり、それらの人々に支払う代価として個人的な利己主義が犠牲にされることもある。ここにその社会的性格がある。（『スポーツ規範の社会学』 p.61）

これは数ある『スポーツ規範の社会学』の悪文の中でもわたしを特に驚かせた、悪文の見本のような文章である。これについてわたしは自著の中でこう書いた (p.101) —— この「文の論旨がわかりづらいのは、一つには傍点を付した「それ」がおのの、前のどの名詞（句）を受けるのかが定かでないという文法的な理由にもよるが、しかしやはりその最大の原因は、これが無理やり考え出された論拠でしかない、という点にある。このわたしの意見の最後の部分は次のように書き改められる必要がある——「その最大の原因は『スポーツ規範の社会学』の著者らの貧弱な英文読解力にある」と。また続けてわたしはこうも書いたが、こちらはそのとおり、いまでも通用する——「意味の不明な部分をすべて無視すれば、右の一文では『黙示的スポーツ・ルール』は選手の『利己主義』を犠牲に供せるがゆえに『社会的性格』をもつと、そのような主張がなされているのにすぎない。で、ただそれだけのことであるなら、先に触れた『明示的スポーツ・ルール』（競技ルールのこと）とて、この『特性』を歴としてもつようには筆者などには思われるのであるが、既にみたとおりこれは競技ルールの特性とはされていない。果たして『スポーツ規範の社会学』の著者らはこうした諸々の点について、本当に何の矛盾も感じてはいな

いのであるか」。

上の『スポーツ規範の社会学』訳のもととなったウエイブレンの文章は次の通りである。

モラル・ルールとは、社会において人々が行う相互作用の行為を律する社会的な指針である。その起源は関係の集団に発し、その集団により意味目的が与えられ、かつ是認されたものである。

このモラル・ルールと気遣いの習慣とを区別させるものが、前者に本性的に備わる社会的な性格である。気遣いの習慣には私利が含まれている。それもまた人と人との関係を律するルールである。人は自分で自分の気遣いの習慣をつくり、他人に向けて行動する際の指針とする。たとえば、私はたばこが嫌いな人のそばでたばこを喫いません、というのがそれに当たるであろう。一方、モラル・ルールは、ある社会に生きるに際して連続性を保証し、共同体の基盤を打ち立てるべく生み出されたものである。こちらは社会がそれを作り、成員に課す。それゆえ当然、個人の私利が犠牲に供されるときもある。それは社会で生きる上に払わなければならない代価である。したがってバイアーも言うように、社会がなければ、正しい行きと悪い行きを区別するためのモラル・ルールも存在する必要がないのである。(ウエイブレン論文, pp.21-22)

繰り返すが、これはウエイブレンが「モラル・ルール」一般について解説したものであってスポーツ・ルールとは直接の関係がない。したがって『スポーツ規範の社会学』が勝手に「モラル・ルール」を「默示的スポーツ・ルール」と書き換えたことに先ず問題があり、辯證合わせに単語の置き換えをしたり、スポーツの場に相応しくない「たばこ」の例を削除したところで、誤訳がさらに手伝って意味は通じない。「気遣いの習慣」(rules of prudence)を「打算的な習わし」などと訳すと、もうそれだけでウエイブレンの論旨をぶち壊しにしてしまうことになる。

次に、⑦の「モラル・ルールの侵害は理由づけを必要とする」は前述したとおり、わたしにはウエイブレンの主張する意味がよく飲み込めない。もちろんこの特性に関する『スポーツ規範の社会学』の解説文は議論以前の内容のものだが、一応、ここにそれも掲げておこう。

スポーツ精神を支えている默示的スポーツ・ルールは、明示的スポーツ・ルールと共にスポーツの存続に欠かせないものである。しかし默示的スポーツ・ルールを広め、管理し、実施するために、制度上の手続きを用いることはない。むしろ明示的スポーツ・ルールが默示的スポーツ・ルールの存続を擁護するために利用されることが多い。それゆえ、默示的スポーツ・ルールを侵害する場合には明示的スポーツ・ルールはいうまでもなく、スポーツを破壊から守るためにも適切な弁明が必要になるのである。(『スポーツ規範の社会学』 p.62)

これではまさに禪問答である。この一文が何か意味あることを言っているとすれば、ルールというものは何であれ、弁明しさえすれば侵害してもよろしい、といったほどのことになるが、いったい、どこで世界でそうした理屈が通じるのであろうか？　ここまで改竄が進むとウエイブレンの翻訳とも最早言えず、ウエイブレン自身はこの特性について次のように述べている。そこに僅かながら、『スポーツ規範の社会学』の上の文につながる原型らしき箇所（単語の入れ替え等）を見いだせるであろう。

モラル・ルールは社会の存続に欠かせぬものであるがゆえに存在する。それを定め、管理し、また強いるために制度的な手続きが用いられるのではない。モラル・ルールを用いることがそれを(消滅から) 守るのである。ゆえにモラル・ルールを犯すには弁明なり正当な根拠なりが必要となる。ゲーム・ルールがゲームの存続に不可欠であるというのは、モラル・ルールが社会の存続に不可欠であるのと同様である。しかしゲーム・ルールの場合、その公布、管理、強制に関して制度的な手続きが用いられる。違反に対する罰が明確に定義され、ルールに定めがある場合を除けばどんな例外も許されない。ゲーム・ルールは定められた手順にしたがって修正もしくは破棄されるが、その時点に至るまでそのルールは公式のものとしてある。ゲーム・ルールの侵害はモラル・ルールのそれとは違って、弁明や合理的な根拠の提示を必要としない。ゲーム・ルールの違反は特定の罰とい

う結果を生むだけである。(ウエイブレン論文, p.59)

わたしはこのウエイブレンの意見に、全面的に賛成することはできない。上のは『スポーツ規範の社会学』に盗用された関係で彼の第VI章の解説文を示したのだが、参考のため第III章にあるウエイブレンの文章も訳出しておこう。

モラル・ルールは社会の存続にとって重要である。ルールによって社会生活はより安心できるものとなり、そのゆえにこそルールは用いられる。この関係こそがモラル・ルールを（消滅から）守る。仮にモラル・ルールの重要性が減すれば、それと共にまたモラル・ルールは用いられ、そうすることでそれは守られていく。モラル・ルールを用いることすなわち、それを守ることだからである。モラル・ルールはそういう風にして守られるものであるから、その侵害には理由づけが必要とされる。

多くの学者は、モラリティの基礎が理性に置かれるべきことを認めている。社会は成員の行動を導くべくモラル・ルールを設定する。それゆえ、そうしたルールを犯すことには弁明なり正当な根拠なりが必要とされる。だからある人がモラル・ルールを犯したとき、彼にはいつでも、自分の行為に理由づけを与える用意ができていなければならない。

ときには杓子定規なルール遵守が最良の行為とは言えない場合もある。たとえばある人が嘘をついたとしよう。このとき彼は、正直であれというモラル・ルールを犯したことになる。しかし彼が誰かを身体的な危害から救おうとしてその嘘をついたのなら、正直であれというルールを破ったことの理由づけは可能になる。モラル・ルールの侵害に際して用いられる道徳的な理由が、その遵守に際して用いられる道徳的な理由より重要さにおいて上位に位置するなら、彼のその行為は悪とはみなされない。モラル・ルールはこうして順位階層を持つこともあるのだ。(ウエイブレン論文, p.23)

わたしはモラル・ルールそのものについて、あまり関心がないので多くを語ることは控えたいが、ここでウエイブレンは一つには、たとえば《うそも方便》というときの「方便」がなければ「うそ」をついてはならない、といったようなことを言っているのであろう。換言すれば、「うそ」をつくとき、つく人には常に「方便」が用意されていなければならない、ということである。この点に関してはまさにそうで、仮にそういう約束がなければ、明確な罰則規定をもたない「うそをつくな」というモラル・ルールはある行為に対する社会的な歯止めとしての意味を失ってしまい、消滅の危機に瀕してしまう。同じく「子どもをいたわる」というモラル・ルールも時と場合によりけりで、理由のある罰を子に与えることはそのモラルに反するものでないし、また『レ・ミゼラブル』の主人公がモーセ第八戒の「盗むな」というモラル・ルールに反したとしても、彼にはそうするだけのせっぱつまつた理由というものがたしかにあった。

同様にウエイブレンは、モラル・ルールはそれが社会のためになるからこそ用いられ、またそうして用いられることでそのルールは消滅から守られる、とも言う。が、こちらの意見には肯定も否定もしがたい。いうなれば総論賛成各論反対といったところであろうか。なぜなら社会の変化にともない、過去に実効性を有した各種のモラル・ルールが現実に消滅を見ており、その消滅の機序が彼のこの意見では説明がつかないし、また、たとえあるルールが消滅しかかっているからといって、誰もが身を呈してその存続を守るといったことがあるのかどうか、わたしにはよく分からぬからである。それに、仮にウエイブレンの言うことが正しければ、少なくとも老人を軽視し、他人に迷惑をかけ、困った人を見ながら見ぬふりをする、といった行為はこの世に起こり得ぬはずであろう。

思うにモラル・ルールとは、社会的に支持されたある「正義」を実現させるものである。ところで、時代精神とか社会的・経済的な環境が変わればこの「正義」も永遠不変のものでなく、よい悪いは別として、その時々で修正もしくは破棄を余儀なくされる。そしてこの修正と破棄は遺憾ながら、社会の構成員の力関係によって無意識のうちに決定されることが多い。こうした情勢に歯止めをかけるのは、当

該のモラル・ルールを自ら実践してその存続を守るといった個人レベルの努力ではもはやなく、一つにはモラル・ルールが支持する正義を具体化し、その遵守に法的な強行性をもたせるといった、モラルの制度化であろう。かくして「うそつき」は種類と程度により法律で罰し得るし、同じことは「こどもをいたわる」精神に反した親についても言える。

モラル・ルールと法（あるいはゲーム・ルール）との境界はこうして入り組んでおり、はっきりと両者を特性的に分けることはむずかしい、というのがわたしの意見である。その意味において、モラル・ルールの特性をいくら究明しても、それは法（あるいはゲーム・ルール）のもつ特性と本性上において重なりを有し、決定的な議論にまで行き着かないであろう。

## 7. ゲーム・ルールと「明示的スポーツ・ルール」

『スポーツ規範の社会学』は上と同様に、ウエイブレンの言う「ゲーム・ルール」を勝手に「明示的スポーツルール」と書き換え、その特性とされる以下の①から⑤についてもタイトルと中身の双方を、結局ウエイブレンから盗用している。ただし特性①と②については原文の意味が理解できなかつたのであろう、別のタイトルのものに置き換えている。

『スポーツ規範の社会学』による「明示的スポーツルール」の特性

- ①ルールは制度として明白な目的を持つ
- ②法律として制定される
- ③ルールは審判によって執行される
- ④ルールには制裁が伴う
- ⑤正確に明示される

ウエイブレン論文にある「ゲーム・ルール」の特性

- ①ゲーム・ルールは権威の標識を備える
- ②ゲーム・ルールは公式に認知される
- ③ゲーム・ルールは審判により適用される
- ④ゲーム・ルールは物理的制裁を備える
- ⑤ゲーム・ルールは明確に定義される

この「明示的スポーツルール」について『スポーツ規範の社会学』が掲げる解説は実にその全文が、ウエイブレンからの盗用である。以下にウエイブレン文と『スポーツ規範の社会学』文を並べてみると、これによって、いかに『スポーツ規範の社会学』が無茶なことをしているかが分かるであろう。なお、以下のそれぞれの段落間に見られる空白部は両者を内容的に等しく並置させたことから生じただけで、実際には各段落はそれぞれ、切れ目なく繋がっている。ふつう、翻訳日本語は原文より長くなるものだが、そうなっていないのはそれだけ、『スポーツ規範の社会学』がウエイブレンの文章を苦し紛れにカット・改竄したことの表れである。また下線の部分は特に問題を孕んだ箇所を示すが、それ以外の文にしても、本当にこれを日本語を母語とする人が書いたのかと、読む者をして疑わしめるに十分なものばかりであろう。いずれにせよ、それは断じて比較分析の対象になどなるものではない。

## ウエイブレン論文試訳 (pp.46 ~ 50)

## 1) ゲーム・ルールは権威の標識を備える。

ハートはこの権威の標識を「認証のルール」と呼ぶ。ハートはそうした「認証のルール」を、法的権限を付与するルールと、義務を課すルールとに区分する。法的な権限を付与するとは、個人、理事会、委員会、あるいは組織体に対し、具体的にどのルールが法体系またはゲームを構成するルールであるかを確定するため、正当な権限を与えるということを意味する。こうして権威体がルールを承認した時点でそのルールは公式のルールとなり、問題なく承認される。公式ルールは具体性を持つゆえ、具体的な義務を課す。たとえばバレーボールは球状のボールを用いてなされるとルールにある。このルールには、バレーボールというものを形作るある具体的な要件が含まれている。選手はバレーボールのゲームを公式に行いたいのであれば、ルールがするこの特定要件に合致した球状のボールを用いなければならない。

ハートによれば、一次的あるいは非公式のルールは曖昧かつ不安定なものであるゆえ、体系を構成することができない。二次的または公式のルールは体系を作り出すべく設けられるが、それは権威体が、ある具体的な目的を達成すべく一定の秩序立った様式の中でルールを具体的に選ぶからである。交通法規がその例である。自動車の誤用から人を守るべく法律が定められ、適用される。こうして運転を規制するある法体系が形作られてきたのだ。サールも言うように、二次的ルールについて言えることはゲーム・ルールについても言える。正当な権威の手で、一連のルールがゲーム・ルールとして具体的に指示されるとき、一つの体系が成立を見る。各ルールはそれぞれの目的に奉仕すべく、相互依存的となる。

## 2) ゲーム・ルールは公式に認知される

公式に認知されたルールとはオフィシャルルールの謂である。統括団体が特定のゲームの

## 『スポーツ規範の社会学』(PP.63 ~ 66)

(a)ルールは制度として明白な目的を持つ承認を受けた正式のルールには法的な力を授与する諸規則と義務を強いる諸規則がある。法的な力を授与することは、法体系やスポーツを構成している特定の諸規則を鑑定するために、法律に基づく力を個人、会議、委員会あるいは団体に与えることである。このような法的な力または権限を与えられている人や団体が、ある諸規則を承認するとその諸規則は正式のルールとして認められたことになる。このような正式のルールははっきりした義務を課している。例えばバレーボールのゲームは、球状のボールを用いてプレーするものであることがルールに明文化されている。このルールはバレーボールを構成する必要条件を示したものであるが、それは同時に、もしもプレーヤーが正式のバレーボールのゲームをプレーしようとするならば、ルールに従って球状のボールを使用しなければならないという義務をプレーヤーに課しているものもある。

またルールは第一次的あるいは非公式のルールと第二次的あるいは公式のルールとに分けられる。第一次的ルールはそこに盛られている諸規定が漠然としており、不明確になる傾向があるため制度とはなり得ない。これに対して第二次的ルールは、権限を付与されている人びとや団体が明白な目的を遂行するために、適切な仕方でルールを特に詳細にわた選択できるため、制度として体系化できるのである。交通規則を例にとるならば、それは自動車の誤用から個人を保護する目的で制定され、施行されているものである。そしてそこには運転を規制する法体系が展開されている。交通規則と同様に明示的スポーツ・ルールもまた第二次的ルールにあたる。その目的のために相互依存関係を維持しているスポーツに関する幾つかの諸規則が、法律上の手続を経てルールとして明示されるとき、そこに一つのスポーツの制度が現れるのである。

## (b)法律として制定される

諸規則が法律として制定されると正式のルールとなる。統制団体はある特定のスポーツ・

ルールを、纏め、文にし、告げ、制定する。こうして公式に認知されたルールはブラックが言うように、その変遷の跡を追うことができる。なぜならそうしたルールは、ある特定の時期に公式に定められるからだ。一旦定められると（統括団体に備わる）公的な機構が、統括団体宛て文書による提案や上訴を介して、当該ルールの変更・修正・撤廃を可能にする。最近のある決定が公認ルールの、こうした変更の過程をよく示している。女子バスケットボール・チームの選手数を定めるルールが、新ルールを適用しての広範な実験を繰り返して後、修正されたのである。すなわち 1971 年春に、アマチュア・アスレチック・ユニオン・バスケットボール・ルール委員会の女子・女性の合同部会は、女性バスケットボール・チームの選手数を 6 人から 5 人とするルールを採用した。この新ルールは 1971 - 72 年度の女子・女性バスケットボール部門の「ガイドブック」に公式ルールとして採用されている。

公式に認知されるルールはあるカテゴリーに属する人々すべてに適用される。あるカテゴリーとは、ゲームに即して言えば、ある種目のゲームに参加する人々すべてを言う。ルールはゲームへの参加者のためだけにあるのではない。一旦ゲームが始まればルール制定者を含めて誰も、当該ルールに従うことから逃れ得ない。バイアーによれば、ある秩序があるカテゴリーの人々に提起されたとき、「法の方向への第一歩がとられた」とされる。

公式に認知されたルールの利点は、そのルールにかかわりを持つ人々にとり、そのルールが有益であるか・無効であるか・有害であるかが認められたとき、迅速かつ慎重に採用・修正・廃止ができる点にある。ただ、5 人バスケットボール・ゲームを非公式ながら女性が採用するに至るのにどれほどの時間を要したのかについては、これを正確に言うことはまず不可能である。

3) ゲーム・ルールは審判により適用される  
審判によるルールの適用とは、ハートが言うところの「裁定ルール」である。バイアーによれば法体系というのは、成員すべてが集団の

ルールを制定し、明文化し、公表しさらにそれを実施している。また公式の機構ではルールの改正、変更、廃止等は文書によって統制団体に提出することを認めている。

法律として制定されたルールは、特定の領域内のすべての人びとに適用される。スポーツの場合、特定の領域内の人びとは特定のスポーツ種目のゲームに参加している人びとを指す。このように特定の領域内の人びとに規律や命令が提示される場合、それは法の第 1 歩であるとされている。

#### (c) ルールは審判によって執行される

法制度または法体系は、すべての人びとが集団のルールに従って行動しているかどうかを鑑定したり、ルール違反に対してはルールに明文

ルールに従って行動しているか否かを判断するための、また何らかの違反に対して当該ルールに定められる制裁を行使するための、そうした権威を持つことを集団から承認された個人または個人の集団を持っていなければならない。ゲームにおいては、選手の行為を権威をもってジャッジするのがオフィシャルである。

オフィシャルたちは、ゲーム・ルールに関する文言上および実際上の知識があることを、また個々のゲームの中でプレーを監督し・違反を違反と認め・制裁を科する技術を備えることを示さなくてはならない。こうした能力の開示があつて初めて、ある人はゲームの統括団体から公認「ジャッジ」として認められる。オフィシャルは公式ルールを受け入れ、そのまま適用しなければならない。公式ルールはゲームにおける法律なのである。

オフィシャルはルールが破られたか否かの決定を下さなくてはならない。一度この決定が下されると、それは最終のものである。違反者は全く抗弁の手段を持たず、公正なジャッジにより制裁が科される。

ハートが指摘するところでは、オフィシャルの判定は最終のものであるが、誤りがないとは言えない。選手はある程度まで、不正確な決定をそのまま受認し、こうしてゲームは続行されよう。ハートによれば、オフィシャルの誤認が頻発すると、選手はそのオフィシャルの誤ったルーリングの受け入れを拒否するか、あるいはそれを受け入れることで、今度はゲームの方が変質を見ることになる。

バレーボールやソフトボールのような幾つかのゲーム・ルールは、オフィシャルの決定に正當に抗議できる余地を残している。抗議が許されるのはルールの解釈あるいはルールの誤解釈についてであつて、決して事実関係や判定の正しさ云々についてではない。たとえば投球がストライクかボールかの判定に関するアンパイアの正しさ如何は抗議の対象とならないが、あるルール違反に的確な制裁を科さなかつたアンパイアのミスは抗議対象となる。この抗議は、ルールに示される手順に則ってなされて、はじめて

化されている罰を科したりする権限を持った集団によって容認されている個人や集団を持たなければならない。スポーツの場合、プレイヤーの行為を鑑定する権限を与えられている人びとは役員と呼ばれる。このような役員は、特定のゲームにおいてプレーを監視し、違反行為を摘発し、罰を執行する技術を持つ他に、ゲームに関する実際的な知識や明文化されている証拠を明示できなければならない。このような人がゲームを管理している団体から正式に審判員として権限を与えられるのである。役員は正式のルールを承認しそれを執行しなければならない。そういう意味で正式のルールは法律といわれるのである。役員はルールが侵害されているかどうかについて決定を下さなければならぬ。また一度決定がなされるとそれは最終的な決定となる。ルールに違反したものは抗弁することもなく、罰は公平な審判員によって科せられる。

役員の判定は最終的なものであるかも知れないが、それは絶対に正しいものではないかも知れない。正しくない判定はプレイヤーによってある程度大目にみられることもある。しかし役員の誤った判定が頻繁に行われるようになると、プレイヤーは役員の常軌を逸した判定を受け入れなくなるか、或いはそれを受け入れることによってゲームを変えていくこともある。

バレーボールやソフトボールのスポーツのルールには、役員の判定に法的に抗議をすることができる規定がある。抗議はルールの解釈に関するものであつたり、誤解に基づくものであつたり、正確な判断に基づくものであつたり様々である。例えば投球がストライクであるかボールであるかを判定しているアンパイアの正確さに対しては抗議できないが、特定のルール違反に適正な罰を科すアンパイアの失敗に対しては抗議できる。それを法的に有効なものにするためには、ルールに示された方法に従って抗議がなされなければならない。この種の抗議は、

有効となる。抗議はゲームの統括団体から承認を受けた個人または委員会に送付され、そうしてはじめて、当該の抗議が正当か否かを検討する中で、その抗議を処理する責任が上級権威体に生ずるのである。

幾つかの種目のルールは、ルール適用に関する選手からの要請がある前に判定を下すことをオフィシャルに認めていない。こうした状況を定義してアピール・プレーと言う。たとえば野球やソフトボールはこうした種類のプレーを備える。そのゲーム・ルールは、アピール・プレーによって支配される状況を具体的に規定している。打順の誤りや走者の帰塁ミスはアピール・プレーの二つの例である。一つのアピールは次の投球がなされる前にオフィシャルに告げられなくてはならない。守備側が適正にアピールをすれば、そのアピールが適正か否かを判断して決定を下す義務が、オフィシャルに発生する。オフィシャルが守備側に同意して当該アピールを適正と見なしたとき、彼はルールに定められた罰則を適用する。

#### 4) ゲーム・ルールは物理的制裁を備える

ゲーム・ルールは公式に認定されるものなので、ルールの強要もしくは制裁に関する、明確で権威づけのされた体系が結果としてできあがる。ハートはそれを、社会的圧力の集中、と呼ぶ。換言すれば、罰則は制度化されてきたということだ。統括団体は、個々のルール違反に対して個々の罰則を定めてきた。制度化の結果として、罰則は高度に明確化され、組織立てられたものとなる。ルール違反をする前から、選手はどのルールを犯せばどんな罰則があるかを知っている。ゲームが始まる前にバスケットボールの選手は、「トラベリング」の結果が相手チーム・ボールのスローインを生むことを知っている。

ゲーム・ルールへの違反が生む公式の結果は明快に定義され、予知できる。バイアーが言うような、ルール違反がもたらす心理的かつ生理的な結果もあるであろう。しかしその種の結果をあらかじめ述べることは難しい。たとえばゲームの決定的場面で犯すルール違反は、選手

ゲームを統制している団体から権限を付与されている個人や委員会に提出されるのが一般的である。

またあるルールはプレイヤーが裁定を要請するまで、役員の決定を認めない。これをアピールプレーという。野球やソフトボールなどではそのような行為を認めている。アピールが法的に有効であるか否かを評定することによって決定を下すのが役員の任務である。もしアピールが防御側のチームの意見と一致し、それが法的に有効であると役員が評定したときには、役員はルールに定められた罰を相手側に科すのである。

#### (d) ルールには制裁が伴う

ルールが法律として制定されるようになると、ルールの執行と处罚に関する体系が明白になってくる。特にここでは处罚が制度化されてくる。つまり統括団体がルールに違反した行為に対して罰を設けるのである。制度化されることにより处罚は明確に組織化されるようになってくる。そのこともあって、プレイヤーはルールを犯す以前から、既に特定のルールに違反した時にはどんな罰が科せられるかを知ることができるようになるのである。ルール違反に対する帰結は非常に明白でしかも十分に予言できるものなのである。

個人またはチーム全体にとって、心理的な気落ちを生みもすれば、もっとよいプレーをしなければという心理的な頑張りを生みもしよう。このように、ルール違反の公式の結果はきちんと定義され予知が可能であるが、他方、違反のもたらす心理的かつ生理的な結果については多様で、予知できない。

#### 5) ゲーム・ルールは明確に定義される

公式性と具体性がゲーム・ルールの性格を特徴づける。こうしたルールが公式に認知されるという事実が、それらの公式性と具体性を確かなものとしている。加えて、個々のゲームで用いられる言葉や表現についての定義がある。オフィシャル・ガイドやルール・ブックには、ゲームの術語を定義したルールがある。テニスで言う「エース」、ソフトボールで言う「インフィールド・フライ」は、ルールによって定義される。

例外もルールに書き込まれる。ロウルズが言うように、実際面で生じるルール適用の例外は「……当該ルールの特例もしくは詳述」という形を取る。たとえばバスケットボールのジャンプボールは通常、あるプレーに関わった二人の敵味方選手によって行われるが、この通常の手続きがその通りに行われないときがある。ジャンプすべき選手の一人が負傷退場または失格退場となったとき、またある特別の状況下で別の二名がジャンプボールをすることを許されたとき、ここに例外が生じる。こうしてジャンプボールを定めるルールは、そのルールが定めたジャンプボールの基本形に合わないジャンプボールのやり方をも規定しているのである。

ルールの明確性を保証するため、ゲームの統括団体は別のサービスも提供している。あるルールの理解が難しいと予測されれば女子・女性スポーツ部会のように、ルール集の公刊にしてガイドブックに、ルール解説のセクションを追加的に設けたりする。またフィールドホッケーを例に取れば、「コーナー」について定めるルールは、コーナーに際してボールが置かれるべき位置を規定するが、コーナー・ヒットをする選手が立つべき位置については何の言及も

#### (e)正確に明示される

形式と特質はスポーツ・ルールの性格を特徴づけるものである。法律として制定されている  
ルールは、それらの形式的手続きと特質を正証  
していることは事実である。さらにそこで用いられている術語も明確に定義されている。テニスにおけるエース、ソフトボールにおけるインフィールド・フライなどの用語は、ルールにおいて明確に定義されている。手引書などには術語の定義やその説明を行っているものも多い。ルールの中には例外について明文化している規定もある。

この他にルールの明確さを保証するためゲームを管理する団体がサービスを提供していることもある。ルールの解説書を出版したり、必要に応じてルールを検討したり解釈をするための委員会を設けること等がそれである。

していない。この曖昧さはオフィシャル・ルールに先行して設けられたセクションの中で解消されており、そこには、「コーナー・ヒット」を行う選手は「ボールがルールに定められた位置にあればどの場所に両足で立ってもよい」と記されている。加えて、ゲームの統括団体は通常、求めに応じて個々のルールの解釈を行う委員会を備えている。

ここで若干、ウエイブレンの主張に関して述べておけば、確かにゲーム・ルールはモラル・ルールとの対比の中ではこうした特性を持つであろう。しかし、わたしにすればいずれもが常識的なことばかりで、あえて博士論文で取り上げるべき内容のものとも思われない。特にウエイブレンのように、ルールを審判から説明するのは論理的なトートロジーを犯すことになり、ヴィノグラドフが言うとおりの、法の特性を裁判官から論じると同じ愚を犯すことになる。またゲーム・ルールは物理的制裁を備えるとウエイブレンは言うが、しかし制裁規定を備えないゲーム・ルールなど、いくらでもある。わたしの言う「組織規範」に属するルールがそれで、たとえば飛球の正規捕球打者アウトというゲーム・ルールは、「ある事態が発生したときある結果が生じる」という定義を下しているだけのルールであり、選手に何をどうせよとの（つまり打者にフライを打てとか打つなとか、あるいは野手にフライを捕球せよとかするなどの）命令を一切下しておらず、従って行為規範でないこのルールには選手が違反するとかしないとかの議論は成り立たず、そうである限り制裁規定を備えた裁判規範でもない。こうした見方にまで踏み込まないウエイブレンの「ゲーム・ルール」特性解説は結局、スポーツとは余程縁遠い生活を送っている人たちでも知っている、ごく常識的なことばかりを羅列しただけのように思われてならない。

## 8. ウエイブレンのために

わたしが1980年代のはじめにキーノートレクチャーや自著において『スポーツ規範の社会学』を批判したのは、盗用の事実を踏まえてのことではない。当時は同書がその種の問題を抱える本だとは夢にも知らず、従ってそれ以前の問題として、上に例示したような非論理的かつ陳腐な内容の文章が専門家の所説として公にされた以上、それに対して無言でいることをわたしの学問的良心が許さなかつたからに過ぎない。そのわたしの行為に対して、当の著者やら、それに連なる組織やらが「学問的良心」を振りかざして検閲行為を行い、それを学会の理事会も了承するということになれば、これはもう理屈の通じる大人の社会での話ではない。こうした「泣く子と地頭」を前にすれば誰も、ある種の無力感の中で沈黙するより他ないのである。

ただ、それにしても、とわたしは思う。繰り返しになるが、仮に『スポーツ規範の社会学』がきちんとした翻訳の中でウエイブレンを盗用したのなら、少なくともわたしのキーノートレクチャーや自著における同書の批判は別の形を取っており、従ってわたしへの検閲行為も、おそらく結果的には存在しなかったであろう。とすれば結局、この『スポーツ規範の社会学』という本の存在理由とは一体全体、何なのであろうか。そこには誤訳と改竄があるのみで、書かれるに値するものは一切ない。そしてその無価値性が批判されると、その著者らが学会内で備える世俗的な権威を利用して、しかもあるうことか「学問的良心」を振りかざして、逆に批判者を糾弾する。これは実に恐ろしいことである。そしてわたしにとってもっと理解に苦しむのは、この書の著者として名を連ねる7名のうち6名までが当时、こうした似非権威主義を本能的に排すると考えられる若い大学院生あるいは大学助手であったことである。加え

て、かかる本を売り出した出版社の責任も免れないであろう。もっとも、こういう本を出す出版社には、責任ある本づくりといった「編集」の概念など、そもそも最初から存在しないであろう。でなければ、あんな馬鹿馬鹿しい文章を活字にして世人の目に晒そうはずがない。

ちなみに弁護士の三山祐三氏は、著作権法に関する著書の中で次のように述べている<sup>9)</sup>。

「盗作」（盗用）とは、他人の著作物の全部または一部を自己の著作物であるかのように発表することをいう。「剽窃」とは、原作を全部盗み取るのではなく一部を無断で借用することをいう。

そして「偽作」とは、他人の著作物を自己の著作物として公表する一切の行為、すなわち盗作（盗用）、剽窃、不法改作等を全て含む概念である。

本稿ではこのうち「盗用」という言葉を用いたが（これは土井輝生早稲田大学教授が新聞論文<sup>10)</sup>で用いておられたのでそれに準じたものである）、実際、著作権法の専門書を読んで改めて驚かされるのは、こうした本ではインターネットや二次的著作物やデータベース等々に関する、素人判断の難しい複雑微妙な著作権侵害のケースが主に扱われていて、『スポーツ規範の社会学』のように一冊の本をあっさり丸写しにするといった、ほとんど子供だましのような盗用例は、もはや議論以前のこととされている点である。

1999年版の『スポーツ・健康科学書総目録<sup>11)</sup>』になお、「スポーツ社会学の立場から、スポーツを構成・支配しているルールの構造分析に取組んだ労作」(!?)と紹介される『スポーツ規範の社会学』は、まさに二重三重の意味において問題を孕んだ書である。ウェイブレンの言うモラル・ルールに鑑みても、著作権法という実定法ルールに照らしても、それはもはや絶版・回収されるべきである。誰のためにでもない、所論を写し取られたハート、バイアー、ブラック、サール、ロウルズらのために、そしてもちろん、ウェイブレンのために……。

## 文献および注

- 1) Joice Hope Weiblen, "Game Rules and Morality", Univ. of North Carolina at Greensboro, 1972 (ゼロックス社マイクロフィルム版).
- 2) 菅原禮編著『スポーツ規範の社会学』不昧堂出版, 1980.
- 3) 守能信次『スポーツとルールの社会学』名古屋大学出版会, 1984.
- 4) J.R. サール（坂本百大・土屋俊訳）『言語行為——言語哲学への試論』勁草書房, 1988.  
J.R. Searle, "Speech Acts", University Press, Cambridge, 1961.  
J.R. Searle, "Les actes de langage", Hermann, Paris, 1972.
- 5) 森亘編『スポーツ』東京大学公開講座44, 東京大学出版会, 1986, p.308 および p.314.
- 6) 関春南『戦後日本のスポーツ政策——その構造と展開』大修館書店, 1997, p.79.
- 7) 小谷寛二「スポーツルールの構造特性」（日本スポーツ法学会『スポーツの権利性と文化性』日本スポーツ法学会年報第4号, 1997, pp.91 ~ 98)
- 8) 日本体育学会『体育学研究』Vol.28, No.1, June, 1983, p.84. にある常務理事会議事録要旨のく報告事項くの2の2)は以下の通り。なお、人名はアルファベットに変えてある（下線は引用者）。わたしとしては心底、下線部に言わされることの具体的な理由を知りたいと思うが、今となってはそれも叶わないであろう。いずれにせよ、検閲は実行され報告され、正式に常務理事会において承認されたということである。

「体育社会学専門分科会より昭和57年12月7日付の文書で、体育社会学部門のキーノートレクチャーについて、その人選過程及びこれに対する組織委員会の見解を知りたいという申し入れに対して、A事務局長から、人選については組織委員会でカバーできる範囲内で行ったつもりであったが結

果としては必ずしもそうでない部門もでてきてしまったこと、内容については組織委員会としても予想外でありプロシーディングのまとめからは外す方向で考えていること、またこれらのことについて先にH委員長が体育社会学専門分科会代表と電話連絡し合い、すでに了承を得ていること、という大要3点の報告がなされた。」

なお、この当時、問題のキーノートレクチャーを巡って、わたしは『体育の科学』誌上でM氏と議論を戦わせた。その時、わたしにとって全く不可思議であったのは、なぜ当の論争相手が『スポーツ規範の社会学』の著者7名のうちの誰かでなくM氏なのか、ということであった。今にして思えば、やはり盗用という傷をスネに持つ身ではやりにくかったのであろうか。この（今は仕事仲間である）M氏との議論は貴重な経験であったが、しかし訳知り顔をしたレフリー気取りの編集委員から横槍を入れられ、中途半端なまま終わってしまった。おそらく体育学という世界は専門学術誌においてさえ、批判という行為を体質的に受けつけないのであろう。

- 9) 三山祐三『著作権法詳説』(第2版), 東京布井出版, 平成9年, p.24.
- 10) 土井輝生「小説「光の雨」が提起した問題」(朝日新聞「論壇」1993年11月23日)。この土井教授の論文は、著作権侵害という概念の微妙さを理解するのに格好のものとしてある。もっとも『スポーツ規範の社会学』の盗用は微妙でも何でもない論外の行為で、そうしたものは土井教授とて、はじめから視野に入れていない。
- 11) スポーツ・保健体育書目録刊行会『スポーツ・健康科学書総目録』平成10年9月。